# 甘楽町空家等対策計画

令和6年4月1日改訂

## 目次

第1章	空家等対策計画の趣旨・概要1	
1.	背景1	
2.	計画の位置づけ 1	
3.	計画期間2	
4.	対象地区2	
5.	対象とする空家の種類2	
第2章	空家等の現状 4	
1.	甘楽町の空家等の現状4	
2.	空家等における課題4	
第3章	空家等対策に関する基本的な方針6	
1.	所有者等の意識の涵養6	
2.	地域住民と連携した対策の取り組み6	
3.	特定空家等及び管理不全空家等の取り組み6	
4.	住民からの相談に対する取り組み6	
第4章	空家等対策における施策7	
1.	空家等の調査 7	
2.	空家等の適切な管理の促進8	
3.	空家等及び跡地の活用の促進10	
4.	特定空家等に対する措置等及びその他の対処11	
5.	空家等対策の実施体制13	
6.	住民等から空家等に関する相談への対応15	
7.	その他空家等の対策の実施に関し必要な事項15	
資料編		
空家等対策の推進に関する特別措置法16		
甘楽町空家等対策推進協議会設置要綱29		

## 第1章 空家等対策計画の趣旨・概要

#### 1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、 使用されていない住宅・建築物が年々増加してきている。甘楽町においても、402 件(令和4年独自調査)の空家があり、今後も増加すると考えられる。

空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている状態の 空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひい ては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れもあり、早急な対策の実施が求められ ている。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)を施行し、空家の適切な管理を強化するため、また空家問題に対応する自治体からの実情に沿った制度対応を求める声を受け、令和5年12月に法の一部改正を行った。

町では人口減少や高齢化が進む中、地域の活力、防犯、防災、環境の観点からまちづくりにも悪影響をおよぼす空家問題に対し、計画的かつ継続的に取り組む空家等対策計画を策定し、様々な取り組みによる空家問題の解消と空家の適正管理や有効活用を一層推進してきたが、計画期間の終了及び法の一部改正を受けて、計画の見直しを行った。

#### 2. 計画の位置づけ

この「甘楽町空家等対策計画」(以下、「空家等対策計画」という。)は、法第6 条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家等対策を効果的 かつ効率的に実施するために策定するものである。したがって本町の空家等対策の基 礎となるものである。なお、計画の推進にあたっては甘楽町総合計画や甘楽町都市計 画マスタープランや甘楽町まち・ひと・しごと総合戦略等に定めている空家関連施策 との整合性を図るものとする。

#### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とし、社会情勢等の変化等、必要に応じて見直していくものとする。

#### 4. 対象地区

本計画の対象地区は町内全域とする。

## 5. 対象とする空家の種類

本計画の対象とする空家の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」並びに法第13条第1項に規定された「管理不全空家等」とし、活用促進の観点からその跡地(空地)についても対象に加えることとする。

また、現在使用しておらず、今後も使用する可能性がない町所有施設については、「空家等」と同様に本計画の対象とし、その施設または解体後の跡地を有効に活用すべく検討を行うものとする。

#### 参考

#### ○空家等とは

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていない ことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。) をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 〇特定空家等とは

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

#### ○管理不全空家等とは

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家

#### ○その跡地(空地)とは

建築物又はこれに附属する工作物が存在し、現在は更地になっているものをいう。

## 第2章 空家等の現状

#### 1. 甘楽町の空家等の現状

本町においては、平成27年独自調査で法第2条第1項に定める空家等が304件であったが、令和4年独自調査では空家等が402件に増加した。

これらの空家等は町の山間地域に集中しており、秋畑地区の件数は全体の約1/3にあたる144件(38件増加)となっており、新屋地区の山間部でも同じ傾向があり、100件(37件増加)と増加数でいえば秋畑地区とほぼ同じである。

また、その他の地区の小幡地区86件(20件増加)、福島地区49件(3件増加)においても核家族化に伴い、空家等の発生は増加している状況である。

このような空家等は、所有者の積極的な活用の予定がない場合が多く、適正に管理 されない可能性が高いことから、今後も適正管理や活用促進等の対策が必要と考えら れる。

#### 2. 空家等における課題

空家等対策を進める上で、全般的に共通する課題として、問題意識の薄さや相談先が分からないなど、空家等問題を解決するための適切な情報提供が十分になされていないことが挙げられる。また、個別の課題としては、次のようなことが考えられる。

#### (1) 所有者等に関する課題

- ・所有者等の高齢化が進み、持ち家率が高い傾向にある高齢者が施設入所、あるい は死亡時の相続放棄などにより、所有者等が不在となる。
- ・所有者等や相続人が遠方に居住しているため、空家等の状況把握や維持管理が難 しい。
- ・適正管理のための樹木剪定や空家等の修繕及び解体にかかる資金が工面できない 又は経費をできるだけ抑えたいと考えている所有者等がいる。
- ・相続人が不明又は相続関係が複雑で、管理者が明確でないことから、空家等が適 正に管理されず放置されるケースがある。

#### (2) 中古住宅の流通などに関する課題

- ・中古住宅について、リフォーム費用やメンテナンス費用がアパート等と比べ割高 感があり、中古住宅の購入に抵抗がある方が多い。
- ・中古住宅の売買に際し、住宅の所有者と中古住宅の購入希望者とを取り持つ仕組 み作りが不十分である。
- ・町として空家等の利活用に向けた支援策が必要となっている。

#### (3) 法律及び制度に関する課題

・住宅を解体すると、住宅用地に対する固定資産税などの特例措置が適用されなく なり、税額が上がるため、空家等を残すケースがある。

## 第3章 空家等対策に関する基本的な方針

#### 1. 所有者等の管理意識の醸成

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提である。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、また、相続、転勤等により、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを認識してもらうことも重要である。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の醸成を図る。

#### 2. 地域住民と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。

#### 3. 管理不全空家等及び特定空き家等の取り組み

管理不全空家等は適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのあるため、優先的に所有者への啓発に取り組んでいく。

また特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住 民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、発生させないことを念頭に し、対策を進める。

#### 4. 住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築する。

## 第4章 空家等対策における施策

#### 1. 空家等の調査(早期発見)

#### (1) 空家等調査方法

住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民へのヒアリング 等により空家等を特定する。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定 資産税の課税情報及び行政区区長等からの情報収集等により、所有者等を特定する。

#### (2) 実態調査

- ① 空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家の状態等を把握するため、職員又は町長が委任した者等(以下「職員等」という。)により実態調査を実施する。調査は、おおむね5年毎に行い、行政区や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正を行う。
- ② 特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供や助言を実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により意向確認を行う。
- ③ 職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合 等は、法第9条に基づく立入調査を行う。なお、立入調査を行う場合は、その5 日前までに所有者等に対して文書で通知を行う。(通知が困難な場合は除く。)

#### (3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な 情報について、データベースを整備し、担当課において管理する。

データベースの情報は以下のとおりとする。

- ① 空家基本情報(所在地、建物種類、階数、構造等)
- ② 現地調査情報(周辺への影響、維持管理の状態等)
- ③ 所有者特定情報(土地・建物所有者等の住所、連絡先等)

- 4 所有者の意向調査
- ⑤ 利活用の促進(情報提供等の履歴)
- ⑥ 適切な管理の促進(助言や指導等の履歴)

#### (4) 所有者等が特定できない場合

#### ① 所有者等不明(相続放棄含む)の確認

- i 法定相続各人に対し相続放棄の事実について調査する。
- ii 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、 データで記録登録する。
- ※ 法第10条第3項に基づく電気・ガス供給事業者への情報提供を求める。

#### ② 所有者等所在不明の確認

所有者等確認のため送付した郵便等が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等の調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を確知できない」者と判断し、データで記録登録する。

#### 2. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則である。このことを所有者等に啓発するため、町は以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する。

#### (1) 所有者等の管理意識の醸成

#### ① 所有者等への啓発

広報及び、町のホームページへ適正管理に関する情報掲載等を通じ、空家等の 適正な管理について、所有者等への啓発に努める。

また民法等の土地利用に関する改正の詳細が判明次第、周知啓発を図る。

#### ② 所有者等へ空家等対策に関する情報提供の内容

広報、ホームページ、納税通知書等の町からの文書通知等を活用して空家等の 所有者等に対して以下の情報提供を行う。

- 甘楽町空き家バンク等の空家等活用方法
- 各種補助金の案内
- 相続登記、住所変更登記の申請義務化等の法改正

#### (2) 相談体制の整備等

空家等に係る問題は、多岐にわたることから受付窓口を設置し、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行う。また、関係団体と連携等により、利活用及び 適正管理に係るマッチングを図る。

#### (3) 管理不全空家等に対する措置

管理不全空家等は、このまま放置すると地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、必要な措置を講じる。

管理不全空家等の判断については、定量的な基準にて一律的に判断することはないまないため、空家等・周辺の状況による悪影響の程度、危険等の切迫性及び所有者の事情を鑑みて総合的に決定する。

#### ① 措置の方針

#### i 措置の優先

管理不全空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及 ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとする。

#### ii 措置内容の検討

- ・職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。
- ・管理不全空家に対する措置を行う前に、所有者の事情の把握に努め、状況に 応じて情報提供や助言により解決を図る。
- ・調査の結果及び所有者の事情に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなく し、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。

#### ② 措置の実施

#### i 指導

町長は、2(3)① ii で検討した措置の内容を講ずるよう指導を行う。

#### ii 勧告

町長は、指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて指導の内容を講ずるよう勧告を行う。勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなることから、税担当課と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知する。

#### 3. 地域ニーズに合った空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体を活用した利活用の提案や各行政区等の地域との連携による活用等を 実施する。

#### (1) 地域住民からの要望による活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献のために利活用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供する。また、跡地を地域防災に活用するなど、地域住民と協同した活用について検討する。

#### (2) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供

#### ①空き家バンク事業等の活用

所有者等の同意を得たうえで、空き家バンク事業に登録し、利活用希望者に情報を提供する。また、空き家バンクに協力している関係事業者団体等と協力し、所有者等に対して利活用の企画・提案等を行うように努める。なお、空家に隣接する空地についてもその有効活用に繋げるため、同様の取組みを行う。

#### ○空き家バンク

空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を町が管理し、空家の利用を希望する人に紹介する制度で、「空家の解消」、「住環境の整備」、「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的としている。

#### (3)補助金の活用促進

空家等対策を行うにあたり国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を 推進する。

#### (4) 地域に応じた柔軟な利活用の検討

他の建築物との敷地の合併、菜園等への転換、企業が利用するシェアハウスや農産物加工所、地域の駐車場等柔軟な対応を検討する。

#### (5) 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、 旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行う。

#### 4. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている ことから、町長は地域住民の生命、身体、財産の保護を図り、また、健全な生活環境 の保全を図るため、必要な措置を講じる。

特定空家等の判断については、「特定空家判定方法(基準)」に基づき、甘楽町空家等対策推進協議会(以下「空家対策推進協議会」という。)に意見を求め町長が決定する。なお、特定空家等以外で地域住民の生活環境に悪影響を与える恐れのある空家等又は法による指導が困難である空家等については、指導等の措置を実施する。また、特定空家等に対する措置等及びその他の対処を実効性のあるものとするため、関係機関と連携した指導の実施に努める。

#### (1) 措置の方針

#### ① 措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとする。

#### ③ 措置内容の検討

- ・特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において報告徴収及び 立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。
- ・調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。
- ・措置の内容を決定するにあたり、空家対策協議会の意見を求めることとする。また、内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるものとする。

#### (2) 措置の実施

#### ① 助言•指導

町長は、8(1)②で検討した措置の内容を講ずるよう助言・指導を行う。

#### ② 勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなることから、税担当課と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知する。

#### ③ 命令

町長は、勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。命令をする場合においては、法第14条第4項から第8項及び第11項から第13項の規定に基づき、実施する。

#### ④ 行政代執行

町長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政 代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代 わり行う。所有者等が確知できない場合は、法第14条第10項の規定に基づき、 実施する。

#### (3) 税制上の措置

特定空家等において、町長が8(2)②の勧告を行うことで、固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなることから、助言・指導若しくは勧告の猶予期限までに除却を行った空家等に対し、一定期間固定資産税等の減額が行えるよう検討する。

#### (4) その他の対処

台風の接近等の災害その他非常の場合において、保安上著しく危険な状態にある 等で、必要な措置をとるよう勧告された特定空家等については命令等の一部の手続 きを経ずに緊急代執行を実施する。

## 5. 空家等対策の実施体制

#### (1) 庁内の組織体制及び役割

課名	役割
総務課	・ 災害対策及び災害時の応急措置等
	• 道路交通安全確保等
企画課	・空家等の調査
	• 空家等の適切な管理の促進
	・空家等対策協議会及びその他関係機関との連絡、調整
	• 空家等及び跡地の活用促進
	・その他の空家の利活用に関する施策全般
住民課	・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の
	情報を企画課へ提供
	• 固定資産税等の住宅用地特例に対する対応
教育課	• 通学路の安全確保
	• その他児童及び生徒の危険防止

#### (2) 空家対策等推進協議会

#### ① 趣旨

空家等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため関係部署及び有識者等による空家等対策推進協議会を設置する。

#### ② 所掌事務

i 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議

- ii 空家等の適正な管理及び利活用に関する事項についての協議
- 等の措置に関する協議
- iv 町長がその他空家等対策の執行に関し必要とする事項

#### ③ 構成

空家等対策協議会の構成については、町長のほか、地域住民代表、議員及び学識経験者計12人以内とする。

#### (3) 関係機関等との連携

空家等の対策を適切に行うため、次に掲げる関係機関等と連携及び、協力を行う。

## ① 弁護士・司法書士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・行政書士

相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等

#### ② 不動産業者

所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等

#### ③ 建築士

空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等

#### 4 警察

危険回避のための対応等

#### ⑤ 消防

災害対策、災害時の応急措置等

#### ⑥ 行政連絡区

空家等情報の提供、跡地の利活用等

#### 6. 住民等から空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談窓口を企画課内に設置し、同課職員が対応する。また、空家の相談は多岐にわたることから、庁内の関係課及び県協議会、空家等対策推進協議会及び関係団体と連携、相談し、対応する。対応内容については、経過等について記録し、関係部署、機関で共有する。

#### 7. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

#### (1) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題であるが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、空家対策 推進協議会での検討状況や空家の情報に関し、必要に応じ広く公開する。

#### (2) 他法令との連携

適正に管理されていない空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法等、それぞれの法律の目的の範囲で、必要な措置等を講じることが可能なこともある。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、密に連携を図る。

#### (3)計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価、組織の変更等に応じて随時変更する。また、変更する場合は、空家対策推進協議会での協議等を行い、必要に応じて町民から広く意見を求める。

### 資料編

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域 住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は 財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進 するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を 含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家 等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施 策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するこ とを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって 居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他 の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又 は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

- 第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報 の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

- 第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空 家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努 めなければならない。
- 2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境 に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共 団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

- 第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
  - 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
  - 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - 二計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用 の促進に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空 家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域におけ る経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が 必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」という。)並びに当該空

- 家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針 (以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。
- 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する 中心市街地
- 二 地域再生法 (平成十七年法律第二十四号) 第五条第四項第八号に規定する地域再 生拠点
- 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
- 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号) 第二条第二項に規定する重点区域
- 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な 事項
  - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが 必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及 び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡 地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第 二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特 例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四 メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。) に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく 、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の 整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとす る。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に 規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法 律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において 同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等 活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と 協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。 (協議会)
- 第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため の協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第二章 空家等の調査

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者 等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を 行うことができる。
- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する 情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施 行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目 的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 (空家等に関するデータベースの整備等)
- 第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、 又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさな いよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下この条、次条及び第十五条 において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把 握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者 に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

- 第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

- 第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。
- 2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による 命令の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

- 第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
  - (空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)
- 第十六条 空家等対策計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると 認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利 の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (建築基準法の特例)
- 第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。
- 2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

- 第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する 空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を

誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

- 第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号) 第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村 からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸そ の他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

- 第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空 家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相 当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図 るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項 の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を 行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命 ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても 同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第 四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をし てこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第 三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土 交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

(空家等管理活用支援法人の指定)

- 第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管 理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる 業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家 等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、 住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変 更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

- 第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
  - 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
  - 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
  - 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
  - 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は 事務を行うこと。

(監督等)

- 第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため 必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと 認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべき ことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供すると きは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者 等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。 (支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)
- 第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成 又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するもの とする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするとき は、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

- 第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な 管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定に よる請求をするよう要請することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めると きは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定 による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、 当該要請をした支援法人に通知するものとする。

#### 第七章 雑則

- 第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する 対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に 対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に 基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置 その他の措置を講ずるものとする。

第八章 罰則

- 第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を 勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果 に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条 に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。
- 2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、 この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後 に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前 にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧

法」という。)第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお 従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定 は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前 に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例によ る。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成30年12月17日

要綱第24号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、甘楽町空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (所掌事務)

- 第3条 協議会は、空家等対策に係る以下の内容について協議する。
  - (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
  - (2) 空家等の適正な管理に関する事項
  - (3) 空家等の活用に関する事項
  - (4) 特定空家等の措置に関する事項
  - (5) その他空家等対策に関し必要とする事項

(組織)

- 第4条 協議会は、会長及び委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、町長のほか次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
  - (1) 地域住民
  - (2) 町議会議員
  - (3) 学識経験者
  - (4) 関係機関又は関係団体
  - (5) その他町長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱された委員の任期は、 当該職に在る期間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、第3条に規定する事項に関して協議等が必要な場合、速やかに会議を招集するものとする。
- 3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴収等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、 同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

# 甘楽町空家等対策計画

発行・編集 甘楽町企画課

令和6年4月1日改訂

※町のホームページに掲載

〒370-2292

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1

TEL 0274-74-3133 FAX 0274-74-5813

URL http://www.town.kanra.lg.jp

E-mail kikaku@town.kanra.lg.jp